

改正後						現行					
別紙						別紙					
第1 (略)						第1 (略)					
第2 試験成績の作成に係る条件について						第2 試験成績の作成に係る条件について					
<p>第1に掲げる試験成績は、別表1の「試験項目」の欄に掲げる試験について、それぞれ同表の「試験を実施するに当たって必要とされる条件」の欄に掲げる条件に基づき実施し、得られたものでなければならない。なお、それぞれの試験の実施方法は、別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」において定めるものとするが、環境中予測濃度算定に関する試験成績のうち「河川における農薬濃度のモニタリング」については、現に登録を受けている農薬のみ適用するものとする。</p>						<p>第1に掲げる試験成績は、別表1の「試験項目」の欄に掲げる試験について、それぞれ同表の「試験を実施するに当たって必要とされる条件」の欄に掲げる条件に基づき実施し、得られたものでなければならない。なお、それぞれの試験の実施方法は、別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」において定めるものとするが、環境中予測濃度算定に関する試験成績のうち「河川における農薬濃度のモニタリング」については、現に登録を受けている農薬のみ適用するものとする。</p>					
第3～第8 (略)						第3～第8 (略)					
(別表1)						(別表1)					
試験成績	試験項目	試験を実施するに当たって必要とされる条件				試験成績	試験項目	試験を実施するに当たって必要とされる条件			
		被験物質の種類	試験例数/供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準	実施方法の番号(別添を参照)			被験物質の種類	試験例数/供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準	実施方法の番号(別添を参照)
適用病害虫に対する薬効に関する試験成績 (農作物等の整理)	薬効試験	(略)	(略)	(略)	1-1-1	適用病害虫に対する薬効に関する試験成績 (農作物等の整理)	薬効試験	(略)	(略)	(略)	1-1-1

機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあっては、適用農作物等に対する薬効に関する試験成績)						機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあっては、適用農作物等に対する薬効に関する試験成績)					
適用農作物に対する薬害に関する試験成績	(1) 薬害試験 (2) ~ (4)	(略)	(略)	(略)	1-1-1  (略)	適用農作物に対する薬害に関する試験成績	(1) 薬害試験 (2) ~ (4)	(略)	(略)	(略)	1-1-1  (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農作物への残留性に関する試験成績	作物残留試験	(略)	(略)	農薬GLP基準に適合した試験施設とする。ただし、生産量の少ない農作物を適用農作物として試験を実施する場合は、この限りではない。 ほ場試験については、以下の基準に基づき実施する。 ①～⑥ (略) (削除)	3-1-1	農作物への残留性に関する試験成績	作物残留試験	(略)	(略)	農薬GLP基準に適合した試験施設とする。ただし、生産量の少ない農作物を適用農作物として試験を実施する場合は、この限りではない。 ほ場試験については、以下の基準に基づき実施する。 ①～⑥ (略) ⑦地上散布に用いるものとして登録されている農薬について、空中散布又は無人ヘリコプター散布にも用いるものとして使用方法を追加する場合における当該空中散布又は無人ヘリコプター散布の試験例数は、必要な例数の半数以上(必要な例数3例以下である場合は、2例以	3-1-1

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	上)とする。	(略)
<p>(別添) 「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」</p> <p>＜薬効に関する試験＞ 適用病害虫に対する薬効に関する試験 薬効・薬害試験（１－１－１）</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 試験方法</p> <p>(1) 試験は、ほ場（適用が施設の場合は施設）で行うこととする。ただし、<u>既登録農薬であって、使用濃度又は使用量（有効成分投下量）を増加させる場合の薬害試験については、薬害の有無を確認できるときは、ほ場での実施に限らない。また、試験の目的を達成するため、十分な面積の薬剤処理区及び無処理区並びに原則として対照薬剤区を設けることとする。</u>薬剤処理区については、登録申請に係る使用方法・薬量（濃度）により薬剤処理を行う。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>4. (略)</p>						<p>(別添) 「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」</p> <p>＜薬効に関する試験＞ 適用病害虫に対する薬効に関する試験 薬効・薬害試験（１－１－１）</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 試験方法</p> <p>(1) 試験は、ほ場（適用が施設の場合は施設）で行うこととし、<u>試験の目的を達成するために十分な面積の薬剤処理区及び無処理区並びに原則として対照薬剤区を設ける。</u>薬剤処理区については、登録申請に係る使用方法・薬量（濃度）により薬剤処理を行う。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>4. (略)</p>					

附則（平成 年 月 日）※

この通知による改正後の規定は、平成 年 月 日※以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。

※：施行日とする。